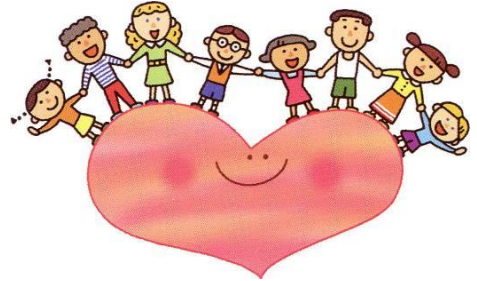


部落差別解消推進法（2016年12月16日公布・施行）について

この法律は、「現在もなお部落差別が存在する」とともに、インターネット上への差別的な書き込みなどの「部落差別に関する状況の変化が生じている」なかにおいて、「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下（もと）」に、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」ために制定されました。法律の全文を以下に紹介します。



部落差別の解消の推進に関する法律

（目的）

第1条 この法律は、**現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている**ことを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、**部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である**ことに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、**部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする**。

（基本理念）

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第5条 国は、**部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする**。

2 地方公共団体は、**国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする**。

（部落差別の実態に係る調査）

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

LGBT等に関する人権課題の啓発として「レインボーフラッグ」を校内に設置しました

LGBTとは、女性の同性愛者「レズビアン (Lesbian)」、男性の同性愛者「ゲイ (Gay)」、両性愛者「バイセクシュアル (Bisexual)」、こころの性とからだの性が不一致な人「トランスジェンダー (Transgender)」の頭文字を組み合わせた言葉です。LGBTも多様な性の一部であり、決して不自然なことでもなく、特別なことでもありません。

性の多様性を“虹のグラデーション”になぞらえた6色のレインボー（赤：生命／橙：癒し／黄：太陽／緑：自然／青：調和／紫：精神）は、LGBTなど「セクシュアルマイノリティ」の尊厳、そしてフレンドリーを表す世界共通のモチーフです。図書室、保健室、生徒自習スペース（本館）、事務室付近、各会議室など、校内の12カ所に設置しています。

誰もが自分らしく生きる権利をもっています。自分自身の性が尊重され、自分らしく生きられる学校・社会をつくっていきましょう。



四国新聞（2021年7月27日）に家庭クラブの取組が掲載されました シトラスリボン 町に寄贈

琴平町の琴平高校（志賀紀之校長）は、新型コロナウイルスに関する差別や偏見の解消を呼び掛ける「シトラスリボン」を手作りし、町に贈った。／同リボンは、かんきつ類（シトラス）の色のひもで「地域」「家庭」「職場（学校）」を示す三つの輪を作ったりぼんを身に着けてコロナ差別の防止を訴える活動。同校は趣旨に賛同し、家庭クラブに所属する3年38人が130個を手作りして町に寄贈した。／贈呈式が20日に町役場であり、生徒代表で3年の向井美帆さん（17）と福家瑚彩さん（17）が片岡町長にリボンを手渡した。向井さんは「コロナ下で人と人のつながりの大切さを改めて感じた。取り組みの輪を広げていければ」と話し、町長は「いただいたリボンを職員が身に着けるなどして、皆さんの思いを町民に届けたい」と述べた。



2学期人権・同和教育LHR（学習内容の紹介）

- 1年：「障がい者問題」** 1時限目は、ユニバーサルデザイン（UD）の視点が「身のまわりのどこに活かされているか」を考え、「心のUD」を意識することが共生社会を築くうえで大切であると学びました。2時限目は、毛利公一さんのご講演を聴きました。「ピンチの時がチャンス」「夢や目標を言葉にして語ろう」など、多くのメッセージをいただきました。
- 2年：「同和问题」** 全国水平社創立（1922年）の中心メンバーの一人である、西光万吉（さいこうまんきち）。彼の生き方をたどりながら、部落解放の「よき日」をめざして立ちあがった人びとの闘いについて学ぶとともに、差別解消に向けての思いについて考えました。また、「日本の人権宣言」といわれる「水平社宣言」に込められた意味についても考えました。
- 3年：「3年間の人権・同和教育のまとめ」** 1時限目はDV（ドメスティック・バイオレンス）の問題を中心に、「自分も他人も大切にする」という人間関係の基本について改めて確認しました。2時限目は、部落差別をなくすための講演活動に各地で取り組んでおられる大湾昇（おおわんのぼる）さんの活動をもとに、「人権感覚」を身につけることの大切さを学びました。